

社会福祉法人京都市南区社会福祉協議会  
役員等実費弁償並びに報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市南区社会福祉協議会(以下「法人」という。)定款第10条及び第25条に基づき、役員等の実費弁償並びに報酬等の支給に関して定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における役員等とは、法人の理事・監事・評議員・各部会及び委員会委員をいう。

(範囲)

第3条 役員等の実費弁償を支給する会議及び事業の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款及び諸規程に定める諸会議
- (2) その他、会長が特に必要と認める会議及び事業

(実費弁償の支給)

第4条 役員等への実費弁償は、役員等が前条に規定する会議及び事業に出席した場合に、当該役員に対し支給する。

前条の規定に拘わらず、当該役員が同日に同一会場にて複数の会議及び事業に出席した場合は、1回のみの実費弁償を支給する。

(報酬の支給)

第5条 監事への報酬は、事業および会計の監査業務、監査報告書の作成業務、理事会および評議員会での報告業務等を行った場合に支給する。

(実費弁償及び報酬の額)

第6条 役員等に支給する実費弁償並びに監事に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第7条 第2条に定める役員等であっても、関係公務員又はこれに類する役員等に対しては、これを適用しない。

2 第5条に定める監事に支給する報酬について、財務諸表等を監査し得るもの(公認会計士、税理士、弁護士、会社等の監査役、経理責任者、それに類するもの)以外の監事については、これを適用しない。

(委任)

第8条 この規程に定めることのほか、実費弁償の支給に関して必要な事項は、法人の会長が別にこれを定める。

付 則

この規程は、平成11年 7月 2日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日より一部改正する。

別表

実費弁償並びに報酬表

役職名	理事	監事	評議員	部会・委員会 委員
実費弁償	500円	500円	500円	500円
報酬	—	10,000円 (税別)	—	—